

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例案について

環境管理課

1 改正理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

リサイクル製品の認定要件に係る規定において引用している「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとする。（第6条関係）

3 施行期日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成31年7月1日）

【参考】

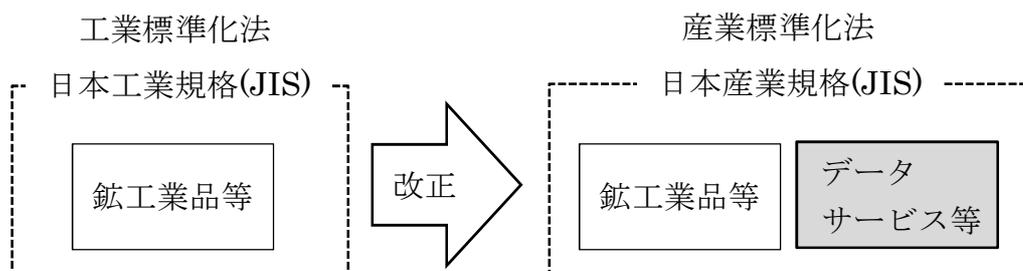
工業標準化法の一部改正内容

○改正のポイント

- ・第196回通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、「工業標準化法」の法律名が「産業標準化法」に改正される。
- ・鋳工業品等としていた標準化の対象に、データ、サービス、経営管理等が追加され、「日本工業規格（JIS）」が「日本産業規格（JIS）」に変更される。

○施行日

平成31年7月1日



秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(認定)</p> <p>第六条 リサイクル製品の製造等を行い、又は行おうとする者は、当該リサイクル製品が次に掲げる要件（県内に主たる事務所を有する者の製造等に係るリサイクル製品については、第二号から第六号までに掲げる要件に限る。以下「認定要件」という。）のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。この場合において、リサイクル製品の製造等を行おうとする者については、次項の規定による申請をした日の翌日から起算して六月以内に販売されることが確実と見込まれるときに限るものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 次の(一)から(三)までに掲げるリサイクル製品の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める規格に適合するリサイクル製品であること。</p> <p>(一) <u>日本産業規格</u>又は<u>日本農林規格</u>に規格の定めがあるリサイクル製品（知事が当該規格によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定めるリサイクル製品（二）において「特定リサイクル製品」という。）を除く。）<u>日本産業規格</u>又は<u>日本農林規格</u>に定める規格</p> <p>(二) <u>日本産業規格</u>又は<u>日本農林規格</u>に規格の定めがないリサイクル製品及び特定リサイクル製品で、県が定める土木工事等に係る共通仕様書又は国が定める建築工事等に係る共通仕様書（以下これらを「共通仕様書」という。）に規格の定めがあるもの（知事が共通仕様書に定める規格によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委</p> | <p>(認定)</p> <p>第六条 リサイクル製品の製造等を行い、又は行おうとする者は、当該リサイクル製品が次に掲げる要件（県内に主たる事務所を有する者の製造等に係るリサイクル製品については、第二号から第六号までに掲げる要件に限る。以下「認定要件」という。）のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。この場合において、リサイクル製品の製造等を行おうとする者については、次項の規定による申請をした日の翌日から起算して六月以内に販売されることが確実と見込まれるときに限るものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 次の(一)から(三)までに掲げるリサイクル製品の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める規格に適合するリサイクル製品であること。</p> <p>(一) <u>日本工業規格</u>又は<u>日本農林規格</u>に規格の定めがあるリサイクル製品（知事が当該規格によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定めるリサイクル製品（二）において「特定リサイクル製品」という。）を除く。）<u>日本工業規格</u>又は<u>日本農林規格</u>に定める規格</p> <p>(二) <u>日本工業規格</u>又は<u>日本農林規格</u>に規格の定めがないリサイクル製品及び特定リサイクル製品で、県が定める土木工事等に係る共通仕様書又は国が定める建築工事等に係る共通仕様書（以下これらを「共通仕様書」という。）に規格の定めがあるもの（知事が共通仕様書に定める規格によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委</p> |

2
5
6
略

六
略

(三)
略

員会の意見を聴いて定めるリサイクル製品を除く。
仕様書に定める規格

共通

2
5
6
略

六
略

(三)
略

員会の意見を聴いて定めるリサイクル製品を除く。
仕様書に定める規格

共通